

《第7次行政改革大綱》

行政改革推進項目別実施内容

令和3年度～令和7年度

（令和7年6月作成）

豊 頃 町

1 協働のまちづくりの推進

実施項目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 （ 年 度 ）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(1) 町民との協働によるまちづくり	・地域活動に対する支援 ◎地域提案支援事業交付金制度の推進 協働のまちづくり地域提案支援事業交付金制度については、平成20年度から実施しているが、今後も制度内容を充実し、町民意識の啓蒙を図る。 ◎自主防災組織の整備促進 町内各地域に自主防災組織の設立を促進し、町民と行政が連携して災害に強いまちづくりを推進する。(令和6年度現在 6団体) ◎地域づくり協議会に対する支援 各地域コミュニティ活動活性化のため、事業展開の相談、支援体制の充実を図る。また、地域づくり協議会の未設置地域の自主的な組織形成に向け、支援体制の充実を図る。(令和6年度現在 7 協議会 未設置 5 行政区)	推進 (1-①)	 地域提案により随時見直し			
		推進 (1-②)	 推進目標：市街地全地域			
		推進 (1-③)	 推進目標：全地域			
	・行政区の統合等 人口減少により、限界集落化しつつある行政区においては、集落機能の維持に向け、町民の意向を踏まえながら行政区の統合等を検討する。 (令和7年3月末現在 34 行政区 最少戸数 8 戸、最大戸数 175 戸)	検討 (1-④)	 自主的合併を促すため、行政区最少戸数の設定検討			
	・地域等による資源ごみ収集・分別奨励事業の推進 資源ごみについて、協働のまちづくりの観点から行政区等の地域の団体が分別し、リサイクル業者への売払いを支援する。(令和6年度現在 10 団体)	継続 (1-⑤)				

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 （ 年 度 ）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(2) 町民参加の推進	・ <u>情報技術を活用した広聴の充実</u> 町民が求めるサービスを実現するために、ＩＣＴ（情報技術）を活用した広報・広聴機能等を充実させ、町民のニーズを的確に捉えた行政運営を図る。 ◎町ホームページの広報・広聴機能充実	推進 (1-⑥)	実施	継続・推進		
	・ <u>男女共同参画社会の形成</u> 男女対等な意見を町政に反映させるために、審議会等で女性委員を積極的に登用する。（令和6年度 審議会等における女性登用比率 17.7%）	推進 (1-⑦)				

2 効率的な事務事業の推進

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 (年 度)					
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
(1) 公共施設の適正管理	・ <u>公共施設等個別計画の策定</u> 各施設の個別計画を策定し、中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に把握し、長寿命化を図りながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を推進する。	継続 策定済み (2-①)	推進				
			計画に基づき長寿命化対策を実施				
(2) 民間委託・民営化の推進	・ <u>民間委託、民営化の検討</u> 町事務事業の民間委託や指定管理者制度による官民連携について検討し、可能なものから実施する。	調査・研究 (2-②)					
			調査・研究を継続しながら方策を検討し、取り組み可能なものについては随時実施する。				

3 時代に即した組織・機構の整備

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画（ 年 度 ）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(1) 行政機構の整備及び適 正な人事管理	・職員数、年齢構成の適正配置 行政サービスを提供するうえで、町民にとってわかりやすい組織であることを前提に、職員が最大限能力を発揮できるよう適正な人事に努める。	随時検討 (3-①)				
	・時代にあった行政機構等の見直し 時代に合った行政機構の見直し及び人員配置を行ない、事務改善意欲の高揚と事務事業の効率化を図る。(令和6年度 9課 36 係)	随時検討 (3-②)	実施			随時検討
(2) 広域的な行政体制の推 進	・事務事業の広域的連携の推進 各種事務事業について、広域的な連携を拡大し、行政サービスの維持・向上と、効率的・効果的な行政運営を推進する。また、各近隣町の施設や事業を有効に利活用する合同事業の展開を図る。	推進 (3-③)				
	・新たな広域連携制度の調査研究 新たに創設された自治体間のパートナーシップ（自治連携協約）制度について調査研究を進める。	調査・研究 (3-④)				

4 健全な財政運営の推進

実施項目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 (年 度)				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(1) 財政健全化に関する法に基づく指針	・財政健全化の推進 第5次豊頃町まちづくり総合計画（前期計画）に沿った事業展開をしつつ、町づくりと財政指標に基づいた健全化の両輪を推進する。 【財政健全化基準指標】 ①実質赤字比率・・・赤字なし ②連結実質赤字比率・赤字なし ③実質公債費比率・・・10.0%以下 ④将来負担比率・・・負担なし 【経常収支比率指標】 ・80.0%以下	推進 (4-①)				
(2) 財源の確保	・町税等収納対策の強化 町税及び各使用料等について滞納対策の強化を図り、財源の確保を行う。	継続 (4-②)				
	・ふるさと応援寄附金事業の活用 令和2年度以降寄附金額は減少傾向にあるが、まちづくりを進める上で貴重な財源となっていることから、ポータルサイトや運用方法の見直しなど寄附に繋がる環境を整え、「まちづくり」の財源として有効に活用するとともに、ふるさと納税を通じて地域の魅力を発信する。	推進 (4-③)				
(3) 補助金、使用料・手数料の適正化	・補助金等交付の適正化 町が支出する補助金及び交付金を効果的・効率的に運用するため、補助事業者に対する補助金等の交付についての適正化を図る。	推進 (4-④)				
	・各使用料、手数料の見直し 使用料、手数料については、受益者負担の設定の考え方に基づき、必要に応じて適正な見直しを行う。	実施 (4-⑤)	検討	 必要に応じて随時見直し		

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 (年 度)				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(4) 公営企業事業の法適用移行	・公営企業事業の法適用移行 簡易水道事業、公共下水道事業の公営企業について、公営企業法の適用による公営企業会計に移行し、町民ニーズへの迅速な対応やサービス向上へつなげる。	整備 (4-⑥)			実施	
(5) 財産管理の適正化	・未利用財産の売却・活用促進 町有財産の有効活用のため、未利用財産の活用方法若しくは売却について検討する。	推進 (4-⑦)				
(6) 維持管理費等の削減	・町公共施設等の維持、管理費の削減 高騰している電気料、燃料費等の削減方法について検討し、公共施設の照明機器のLED化など継続して維持管理費の削減に努める。	推進 (4-⑧)				
	・コミセン等の地域管理委託 各地域のコミセン・集会所・公園など町民に関わりの深い施設は、地域委託による管理を検討する。(令和6年度現在 21 施設中 18 施設地域管理)	検討 (4-⑨)			実施	

5 職員の意識改革・資質向上

実施項目	具 体 的 内 容	実施計画（年度）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(1) 職員の意識改革	・<u>職員の意識改革</u> 職員一人ひとりが、より効率的な行財政運営に参画する意識を高める。 また、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで職員自身の健康保持と仕事の生産性向上の両立を目指す。	推進 (5-①)				
(2) 職員の人材育成、確保	・<u>職員研修の充実</u> 職員の恒常的な能力開発を図るため、計画的な自治研修派遣を行うほか、自治体間人事交流など研修機会を拡充する。	推進 (5-②)				
	・<u>人事評価制度の適正運用</u> 平成28年度から本格導入した人事評価制度について、勤務成績の評価を人事管理の基礎として活用を図り、組織全体の士気高揚、公務能率の向上へとつなげる。	継続・検討 (5-③)			実施	継続
(3) 職員調査・研究活動の推進	・<u>町政自主研修（個人又は小集団）の奨励</u> 町政に関する課題について、自主的に研修することにより、職員としての資質を高め、意識の啓発を図る。	推進 (5-④)				
	・<u>災害等非常時におけるワーキンググループの設置</u> 災害被災時の早期復旧、感染症対策及び家畜感染対策など非常時に対して、ワーキンググループによる早急な対策を行う。	調査・研究 (5-⑤)				
			臨機応変に対応できるよう組織整備を図る			

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 （ 年 度 ）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	・<u>庁内横断的な経営支援チームの設置</u> 町政に関する課題解決のため、庁内横断的な経営支援チーム（プロジェクトチーム、ワーキンググループ等）を設置し、若手・中堅職員が課題を改善するための企画（政策）立案、内容検討を行う。	随時実施 (5-⑥)				

6 町民サービスの向上

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 （ 年 度 ）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(1) 行政サービスの向上	・<u>窓口サービスの向上</u> ◎窓口業務の集約化 窓口業務担当者間で連携して総合窓口の機能を充足し、町民の利便性を拡大する。 ◎窓口利用機会の拡大 勤務形態が多様化している中、休日開庁など時間外受付の拡大を図る。 ・<u>事務手続きの簡素化・押印省略</u> 将来的なデジタル社会を見据えた行政手続きの簡素化や押印見直し等、時代に即した行政手続きの整備を進める。	検討・推進 (6-①)	実施		実施	
		実施 (6-②)				
		検討・推進 (6-③)	実施			

実 施 項 目	具 体 的 内 容	実 施 計 画 （ 年 度 ）				
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(2) 情報通信技術の活用	・<u>窓口業務のオンライン化（電子申請）導入</u> ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した電子申請等の行政サービスの推進に努め、手続きの簡素化や事務作業の効率化を図る。	推進 (6-④)		継続		
	・<u>テレワーク等の導入</u> 大規模自然災害や感染症拡大などのＢＣＰ（事業継続計画）対策として、テレワークやリモートワークなどの導入を検討し、推進する。	検討 (6-⑤)				
(3) 情報提供、情報公開の充実	・<u>行政情報の提供推進</u> 町政に対する町民の理解を得るため、ＩＣＴを活用した広報・広聴活動の推進など、行政情報を積極的に提供し、町民との情報の共有化を図る。 （令和4年度 LINE を活用した町内行政情報の発信を開始）	推進 (6-⑥)	継続			